

桶川市歴史民俗資料館 資料解説講座

「宮ノ脇遺跡出土品にみる古代国家と東国」

開催日 平成 27 年 10 月 25 日(日)

会場 川田谷生涯学習センター 視聴覚ホール



「第 2 次調査発掘調査区 航空写真」

はじめに

桶川市の東部加納地区にある宮ノ脇遺跡は、古墳時代から奈良・平安時代を通じて人々の暮らしの場となった遺跡です。

今回の講座では、この遺跡と出土品から、古代国家が形作られていく時代の人々を学び、また、都に対する東国のあり方を知ろうと思います。

1 宮ノ脇遺跡について

所在地：桶川市大字加納字宮ノ脇 2216 ほか

立 地：赤堀川（旧綾瀬川）の氾濫原と旧護摩同沼に接する海拔 13m の台地上

時 代：古墳時代前期 古墳時代後期（末期） 奈良・平安時代 中世 近世

遺跡の種類：集落跡（古墳時代 奈良・平安時代） 製鉄遺跡（奈良時代）

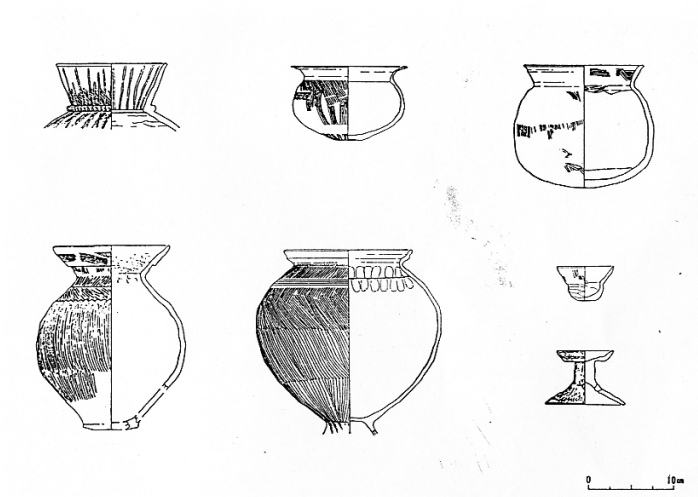
館跡（中世 鎌倉時代） 溝状以降（近世 江戸時代初期）

（1）遺跡の特徴と出土品

桶川市の遺跡の中で、日本史の動向を早く反映してきた遺跡と言えます。

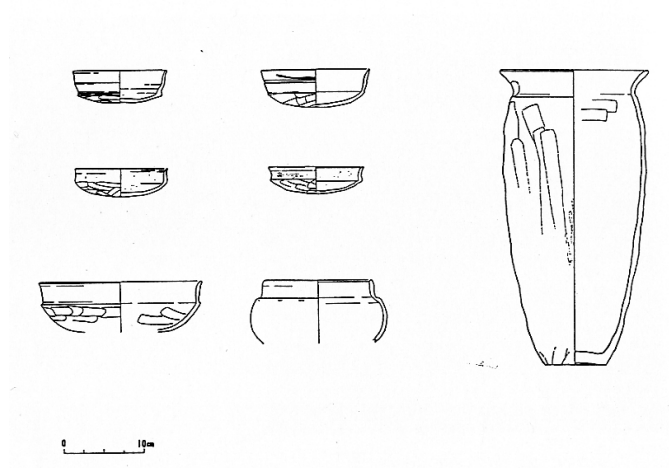
〔古墳時代前期〕

4 世紀に入り、西日本及び東海地方の人々の移住を感じさせる時代の先端を行く土器が発見されている



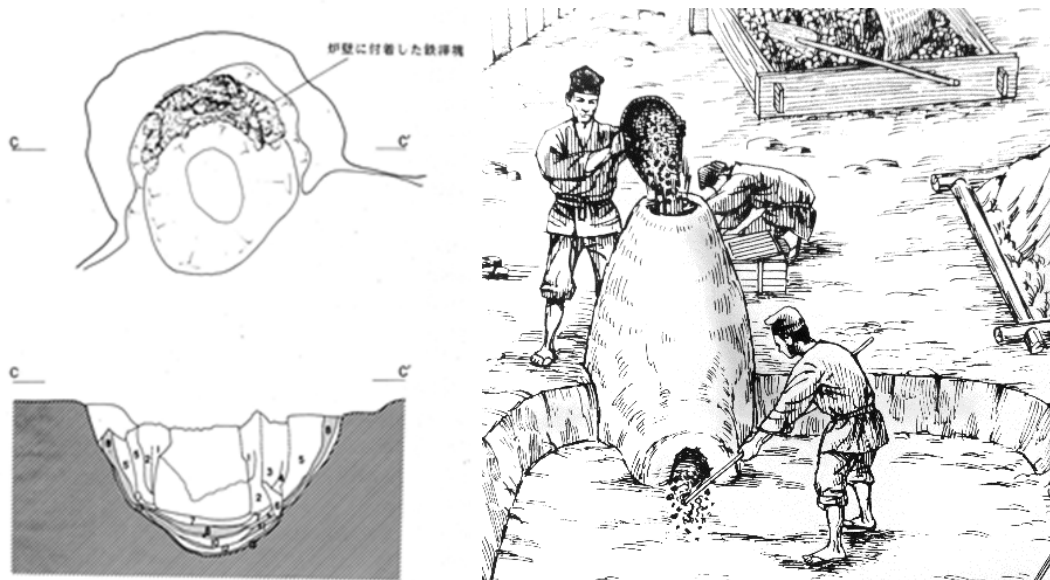
〔古墳時代後期 飛鳥〕

古墳時代の終わりに近い 7 世紀、日本史の時代区分では飛鳥時代に集落が形作られる。発見される土器は、大きな政治勢力であった埼玉地方の影響が強く見られる。



〔奈良時代〕

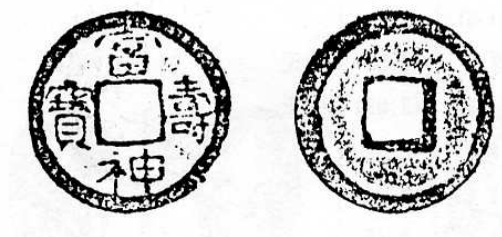
製鉄炉、精錬炉、鍛冶炉を3種類の製鉄関連遺構が発見され、この遺跡が地域の開発の拠点として鉄製品を生産していたと推定される。



〔平安時代〕

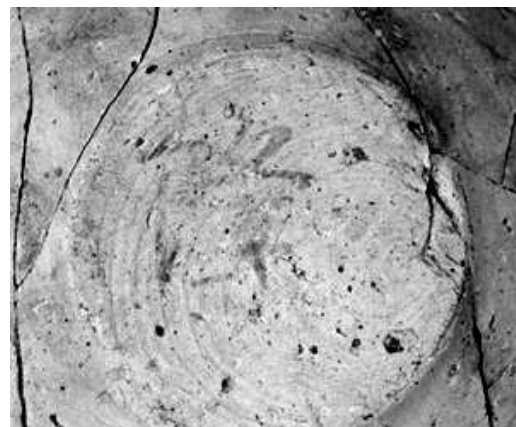
平安京を中心とする古代国家のもとで人々がどのような暮らしをしていたかを知ることができる資料が多く発見されている。

とくに、桶川では最古の文字が書かれた土器、都からもたらされた銅銭は貴重な資料である。



富壽神寶(ふじゅしんぼう)

嵯峨天皇の818年(弘仁9年)に、日本で
鑄造、発行された銭貨である。本朝十二銭・
皇朝十二銭のひとつ



墨書土器「隆」 9世紀後半

平安時代の住居跡は、古墳時代に比べると小型化するが、鉄製品が豊富に出土する。宮ノ脇遺跡においても、以下のとおり、鉄製の鎌、紡錘車(いとつむぎの道具)、刀子(小刀)が発見されている。また、鉄製の鏃は、戦闘用のもので人々の武装を物語っている。



鉄釜と刀子



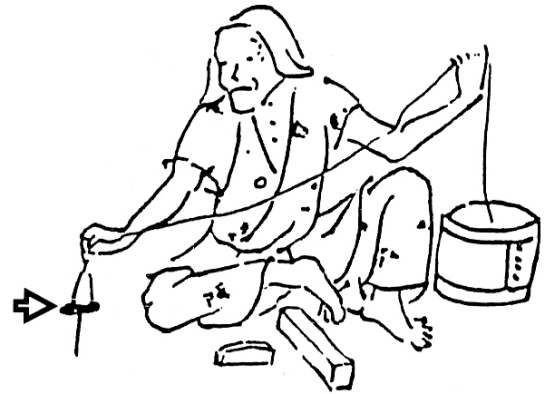
鉄鍬 9世紀後半



紡錘車

糸紡ぎにおいて、糸に撚りをかける弾み車。

使用方法の参考図は、『石山寺縁起』（鎌倉時代）より、



2 古代律令国家と地方制度

(1) 律令国家の成立

律令とは、中国において発達した成文法典。日本・朝鮮などの周辺諸国に影響を与え、それぞれの国でも制定施行された。律は禁止法で今日の刑法、令は命令法で今日の行政法・民法・訴訟法その他に相当します。

この法をもとに営まれる国家制度を「律令国家」といいます。律令制度の基本は、「公地・公民」を原則とし、国家と民衆が法のもとに結びつくことにあります。

都が置かれた飛鳥時代の藤原京、奈良時代の平城京、平安時代の平安京を中心とした古代国家は、この法と官僚としての貴族が治める国家でした。

- ・「庚午年籍（こうごねんじゃく）」

670 年（天智天皇 9 年）に作成された戸籍

- ・「浄御原（律）令」

681 年（天武天皇 10 年）皇太子草壁皇子を主宰者として編集事業が開始

- ・「大宝律令」律 6 巻・令 11 巻

697 年（文武元）文武天皇即位前後に、編集者は主宰者刑部親王のもとで、藤原不比等、栗田真人・下毛野古麻呂らによって制定作業が進められ、701 年（大宝元年）に律と令がともに完成し、古代国家の礎となり、日本の国号もこの時に定められました。

(2) 国郡里（郷）制度

律令国家の中で、地方豪族たちがどのような社会的な位置を占め、そして役割を担っていたのかは、当時の地方制度から理解しなければなりません。

大宝令制の下では、「国」「郡」「里」という行政の単位が用いられ、その後、霊龜元年（715）に「里」は「郷」と改められ、国郡郷の制度が確立しています。

また、郷の下には戸籍によって編成された「戸」が 50 戸属していました。

地方支配の要である国司は、「日本書紀」に見られる蘇我氏滅亡からほどない大化元年（645 年）の東国国司の任命によって知られ、大化 2 年 3 月の記事には、造籍や兵器の収公などについて国司たちの報告の記事が詳細に載っています。

その後、大宝元年（701）に大宝律令が制定されたことにより、律令による国家制度が確立するとともに、日本を 60 近い国に分け、以下のとおり、地方制度が整えられます。

○ 玉

国府	中央から派遣された国司が地方を統治する際の拠点
国衙	国司が政務を行った役所のこと 国庁（政庁）・曹司（官舎）・厨・国司館・正倉院・駅家（うまや）などの諸施設からなる。
国司	守（かみ）・介（すけ）・掾（じょう）・目（さかん）の四等官 史生（ししょう） 国司の任期は、令制では6年であるが後に4年に改められる
武蔵国	大国 最初の武蔵国司は、大宝3年（702）に引田朝臣祖父が任命される 国府は現在の府中市のあたりに置かれていた

○郡

郡家	郡の統治の拠点がおかれた場所
郡衙	郡司の政庁 正倉（稲粃を蓄える倉庫）がともなう
郡司	大領・少領・主政（しゅせい）・主帳（しゅちょう）
足立郡	中郡 足立郡内の郷については、平安時代にまとめられた「和名類聚抄」には、以下の名が知るされている。 掘津 殖田 稲直 大里 郡家 発戸 余部



(2) 武蔵国と郡

古代の武蔵国には、**22** 郡があり、現在の埼玉県内には、以下の郡がそんざいしました。

足立郡 新羅郡（新座郡） 児玉郡 秩父郡

大里郡 入間郡 賀美郡 (加美郡とも)

横見郡 埼玉郡 高麗郡 比企郡 男衾郡
幡羅郡 榛沢郡 那珂郡

郡には、当地の拠点として、郡家（ぐうけ）が置かれ、そこには、政庁と正倉（稲粃を蓄える倉庫）からなる役所として郡衙（ぐんが）がありました。郡は、地方豪族である郡司がこれを治めていました。

足立郡の郡家の所在地は不明ですが、現在のさいたま市の氷川神社付近、あるいは浦和

市の大久保領家あたりにあったとの節もあります。

また、奈良時代の足立郡司についての記録として、以下のことが伝えられています。

平城京で活躍し、武蔵宿禰の称号と武蔵国造の立場を与えられた足立郡出身の丈部不破

麻呂の子とおもわれる弟総（おとふさ）が、足立郡司となる。

『続日本紀』 延暦7年（788）6月25日

「武蔵宿禰弟総が、外従五位下を授与される。」

『類聚国史』 延暦14年（795）12月15日

「足立郡大領 外従五位下武蔵宿禰弟総が武蔵国造に任ずる」

（3）古代の税

郡司は、地方の税を司り、その歳入は、郡衙の正倉に治められ、都に送られていきました。



租（そ:口分田収穫の3%）

庸（よう:布の物納、男子のみ）

調（ちょう:絹、地方特産物を運搬納税）
調副物

（ちょうのそわつもの:紫、紅、茜、麻、
胡麻油、紙、鹿角、鳥の羽、砥石、塩、
漆などから一種類を納入）

雑徭（ぞうよう:年60日間の労役）

歳役（さいえき:年10日間労役、庸との選択性）

兵役（へいえき:宮中警護、九州警護）

仕丁（しちょう:政府雑用）

出挙（すいこ:稲を種もみ用に貸し付け秋に5割の利息を回収）

（4）古代国家における東国

古代において、東国は、「とうごく」あるいは「あずまのくに」と呼ばれ、東海地方と坂東と呼ばれた関東地方、さらには甲信地方をさしていました。都の周辺である畿内との境は、鈴鹿関・不破関東側とされ、さらに、足柄峠と碓氷峠より東を坂東とすることも一般的でした。

飛鳥時代以降、東国には朝鮮半島からの渡来人が多く入り、開発が急激に進んでいきました。

また、さらに東国の先、東北地方は、奈良平安時代には未だ日本の領域とされず、蝦夷の地とされ、坂東は蝦夷に対するフロンティアとして位置づけられていました。

3 東国の人々の暮らし

律令政治を基本とする古代国家のもとで桶川の人々は、武蔵国足立郡稻直郷に属していたと推定されます。

人々は、「公地公民」の理念にしたがい、戸籍をもとに割り当てられた口分田を耕し、税を納める義務をおっていました。こうした国家制度は、奈良時代以降もその姿を変えながら平安時代まで続きます。

参考 下総国大嶋郷嶋俣里の戸籍の一部



参考 古代の人々の声 一万葉集から

○高橋虫麻呂の歌

埼玉（さきたま）の津にをる船の風をいたみ綱は絶ゆとも言（こと）な絶えそね

○東歌より

多麻川にさらす手作（てづくり）さらさらに何ぞこの児のここだ愛（かな）しき
には鳥の葛飾早稲（かつしかわせ）をにへすともそのかなしきを外に立てめやも

○防人歌より

・上丁那珂郡檜前舎人石前が妻 大伴部真足女

枕刀（まくらたし）腰に取り佩き真愛（まがな）しき夫（せ）ろがまき来（こ）む月（つく）の
知らなく